

本会議から付託された議案11件を審査するため、平成30年3月9日に総務生活委員会を開催しました。

議案第1号 モーターボート競走の施行について

～内容～

社会福祉の増進、教育文化の発展、体育の振興その他住民福祉の向上のための諸施策に必要な財源を確保する目的で、引き続きモーターボート競走を施行しようとするもの

～結果～

質疑はなく、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数で**原案を可決**すべきであると決定

～討論の内容～

反対討論：公がこうしたものに参入すべきではないという立場から反対する。

議案第2号 総社市個人情報保護条例及び総社市情報公開条例の一部改正について

～内容～

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化等について必要な措置を講ずるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：個人識別符号というのは具体的にどういうものか。

答：パスポートの番号、個人年金の基礎年金番号、住民票のコード、マイナンバー、介護保険及び後期高齢者保険の保険者番号、DNA などである。

議案第3号 総社市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

～内容～

政策監の給料の額を特別職報酬等審議会の審議対象に加えるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：審議会を開く予定があるのか。

答：平成 30 年度に特別職全体の報酬について審議する予定である。政策監については平成 28 年度に教育長の報酬を決める際にもご意見をいただいていたが、このたび審議対象に加えるものである。

議案第 4 号 総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

～内容～

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員の退職手当についても、国に準じた措置を行うため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：この条例改正により退職金はどれくらい変わるのか。

答：退職時の勤務年数や役職などにより変わるので一概に言えないが、今まで 2 千万円の退職金が出ていた方については 80 万円弱の減額となる見込みである。

議案第 5 号 総社市空家等の適正な管理に関する条例の全部改正について

～内容～

空家等対策の推進に関する特別措置法の規程に基づく特定空家等に対する措置又は空家等の利活用に向けた取組等、更なる市民生活の安全を確保するために、空家等対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：所有者の把握はどのくらいできているのか。

答：空き家調査では約千件上がってきておりそのうち所有者が把握できているのは320件程度である。所有者が分かっているところから調査を行い、活用可能な空き家については空き家百選への登録作業を進めている。

問：特定空家等の認定の流れはどうか。

答：現場の確認、空家等の所有者と話し合い、改善されない空き家については文書による助言や指導、立ち入り調査などを行い、特定空家等の認定となる。

問：危険な空き家について、行政代執行などの対応が早めにはできないか。

答：条例で特定空家等の認定と、緊急安全措置についても定めている。危険な状態が切迫している場合は、まず危険の回避という形で、最低限の措置にはなるが安全対策を取れるようにしていきたい。

議案第6号 総社市お試し住宅条例の制定について

～内容～

本市への移住希望者に本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するため、お試し住宅を整備することに伴い、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：今1箇所だが増やしていく予定があるのか。また、利用期間を2週間とした根拠は何か。

答：今すぐ2件目をというわけではなく、まず1件やってみて状況を見ながら考える。移住希望者の相談も増えてきているので、今後の状況に応じて増やしていきたい。利用期間は、今まで案内をしてきた中で3日間くらい休みを使って見に来ていただくことが多く、2週間あれば総社市のことを十分体験できると考えている。

問：費用を2千円にしたのはどういう経緯か。無料にはできないか。

答：お試し住宅の借上料として年間10万円を予算措置しているが、1月に4回程度の利用でまかなえる数字として2千円が妥当としている。他市の状況も参考にして定めている。無料ではなく少しでもご負担していただくということが必要だと考えている。

議案第7号 総社市手数料条例の一部改正について

～内容～

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 27号 平成 29 年度総社市一般会計補正予算（第 6 号）

～内容～

事業の確定及び確定見込みに伴う補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：繰越明許費の防災行政無線設備設計事業について、屋外スピーカーを設置するのか。

答：スピーカーを設置するというのではない。今年度、防災行政無線のデジタルへの移行について設計を行っているが、電波が届きにくい地域に対して、スピーカーを設置した場合の費用や効果について検討するための資料を作成する業務を加えるものである。

同意第 1 号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本市の教育委員会委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**同意**すべきであると決定

意見第 1 号及び第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成 30 年 6 月 30 日で満了することに伴い、候補者を

推薦するにあたり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を聞こうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**推薦に同意**すべきであると決定